

研修用視聴覚教材・機材の貸出について

当広域連合では、次のとおり研修用視聴覚教材・機材を取りそろえております。各団体の研修で、是非御利用ください。

1 利用対象者

広域連合構成団体（埼玉県、埼玉県内市町村）及び埼玉県内一部事務組合

2 利用方法

ア 貸出期間

原則として14日以内

イ 貸出本数

① D V D … 原則として1回につき5本以内

② 接遇研修用電話機セット … 研修実施に必要最小限の台数

ウ 申込

電話による申込

エ 貸出・返却方法

来所、郵送のいずれか

① 来所の場合

彩の国さいたま人づくり広域連合 事務局 人材開発部において貸出・返却を行います。

② 郵送の場合

貸出については、広域連合が郵送料を負担します。

返却については、利用者で郵送料の負担をお願いします。

オ 注意事項

① 個人での利用はできませんので、御注意ください。

② 返却日は厳守してください。

③ 他の団体への転貸はしないでください。

④ 教材・機材を破損又は紛失した場合は、利用者に対し、指定品の代納又は相当額の賠償を求めることがありますので、取扱いには十分御注意ください。

3 お問合せ先

彩の国さいたま人づくり広域連合 事務局 人材開発部

〒331-0804

さいたま市北区土呂町2-24-1（自治人材開発センター）

TEL 048-664-6681